

№ 3 - 2 医師留学支援事業費補助金【初期臨床研修医及び専攻医特別枠】 交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和5年度医師留学支援事業費補助金【<u>臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】 交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、医師留学支援事業費補助金【<u>臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する<u>臨床研修医</u>及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修(原則、臨床研修及び専門研修プログラムの範囲内の研修を除く。ただし、特に必要がある場合は助成評価委員会に諮り理事長が判断する。)</u>を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和5年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>令和4年度医師留学支援事業費補助金【<u>初期臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】 交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、医師留学支援事業費補助金【<u>初期臨床研修医</u>及び専攻医特別枠】(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成を支援するため、県内の医療機関に所属する<u>初期臨床研修医</u>及び専攻医が、国内外の先進的な医療機関等で<u>研修(初期臨床研修プログラムの範囲内の研修は除く。)</u>を行うことに対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>(補助申請者の要件)</p> <p>第3条 この要綱に基づき補助申請を行える者は、次の要件にすべて該当する者とする。</p> <p>(1) 高知県内の医療機関に在籍する令和4年4月1日の時点で卒後1年目～5年目の者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p>

新	旧
<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は令和<u>5</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規則</u>（平成22年3月29日機構規則第3号）第<u>6</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>第7条～12条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>5</u>年<u>  </u>月<u>  </u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>5</u>年度補助額は、令和<u>5</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助(予定)額</u>の2分の1を上限とする。</p>	<p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。なお、これ以降に申請する者は、留学開始の2か月前までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は令和<u>4</u>年4月1日からとし、これ以降に申請する場合には申請日からとする。</p> <p>(補助事業者の決定)</p> <p>第6条 補助事業者の選考は、一般社団法人高知医療再生機構の組織に関する<u>規程</u>（平成22年3月29日機構規則第3号）第<u>5</u>条に定める助成評価委員会が行い、理事長がこれを決定する。</p> <p>第7条～12条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>4</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>4</u>年度補助額は、令和<u>4</u>年9月を目途に決定する。決定までに請求できる概算払額は、<u>補助額(予定)</u>の2分の1を上限とする。</p>

新				旧			
(別表)				(別表)			
区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
短期留学 (県外又は海外の先進的な医療機関等で行う概ね1か月以上の研修)	(1) 現住所から留学先医療機関等までの往復旅費、海外留学保険料 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費  ※「公募事業 Q&A」及び「補助対象経費・基準額等について」を確認すること。	定額	500千円/人	短期留学 (県外又は海外の先進的な医療機関等で行う概ね1か月以上の研修)	(1) 現住所から留学先医療機関等までの往復旅費、海外留学保険料 (2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金) (3) 研修費(受講料、留学先での移動交通費、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金) (4) その他理事長が特に必要と認める経費	定額	500千円/人
<p>※海外留学時に同行するご家族の保険料について、補助事業の対象として申請しようとする場合には、保険の契約の前にあらかじめご相談ください。</p> <p>第1号様式 <a href="#">年度の変更</a>  第2号様式 <a href="#">年度の変更及び決定時期等を追加</a>  第3号様式 <a href="#">年度の変更</a>  第4号様式 <a href="#">年度の変更</a>  第5号様式 <a href="#">年度の変更及び補助事業実施期間等を追加</a></p> <p>(別紙1) <a href="#">申請者の所属施設名と診療科等を追加</a>  <a href="#">5 留学事業の内容に(5)留学先での雇用形態、給料・手</a></p>				<p>第1号様式  第2号様式  第3号様式  第4号様式  第5号様式</p> <p>(別紙1)</p>			

新	旧
<p><u>当等、その他の補助の有無を追加</u></p> <p>(別紙2) 変更なし</p> <p>(別紙3) 変更なし</p> <p>(別紙4) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u></p> <p>(別紙5) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u></p> <p>(別紙6) <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u></p> <p>(別紙7) <u>Wordの様式を廃止しエクセルのみに変更</u> <u>申請者の所属施設名と診療科等を追加</u></p> <p>(別紙8) 変更なし</p> <p><u>※様式全体として、記載方法や注意点を追記しています。</u></p>	<p>(別紙2)</p> <p>(別紙3)</p> <p><u>(別紙4)</u></p> <p><u>(別紙5)</u></p> <p><u>(別紙6)</u></p> <p><u>(別紙7)</u></p> <p>(別紙8)</p>